

## 歯周病検診のお知らせ

▷問い合わせ先＝健康推進課成人保健係(☎⑩1581)

歯周病検診は、市内に住所がある、平成31年4月2日から令和2年4月1日までの間に20・30・40・50・60歳になる人(右表のとおり)を対象に行います。

対象者には全員に通知を送付します。

▷期間＝6月1日(土)～9月30日(月)【4カ月間】

▷場所＝市内歯科医院

▷検診内容＝現在歯、喪失歯、歯肉の状況の確認など

▷受診方法＝受診を希望する人は、事前に歯科医院・歯科クリニックを予約してください。受診するときは、本人確認のため通知書を必ず持参してください。

歯科医院・歯科クリニックでは、通知書と引き換えに受診票が渡されます。



▷受診料＝無料

▷その他

- ・現在歯科に通院中の人、総入れ歯の人は、受診できません。
- ・検診には、検診後の治療や精密検査は含まれません。

### 対象となる年齢および生年月日

対象年齢	生年月日
20歳	平成11年4月2日～平成12年4月1日
30歳	平成元年4月2日～平成2年4月1日
40歳	昭和54年4月2日～昭和55年4月1日
50歳	昭和44年4月2日～昭和45年4月1日
60歳	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日

## 市内一斉清掃にご協力をお願いします～6月2日に実施～

▷問い合わせ先＝市民環境課環境衛生係(☎内線124・125)

快適で住みよい生活環境づくりのため、市民総参加による市内全域の清掃を実施します。

▷期日＝6月2日(日)【小雨決行】

▷時間＝午前5時30分から

※清掃作業が困難と考えられる天候の場合は、6月9日(日)に延期とし、2日(日)の午前5時までに防災行政無線でお知らせします。

### ■清掃の内容

各地域の計画による道路側溝や下水路の汚泥上げ、河川や空き地のごみ拾い、草刈りなど

### ■ごみの処理

収集したごみは分別して、後日、ごみステーションまたはクリーンセンターに持ち込んで処理してください。

※ごみステーションに出すときは、通常のごみが入りきらなくなる恐れがありますので、ステーションの脇に置いてください。



### ■草の処理

刈り取った草は、クリーンセンターに持ち込むことができませんので、各地域で適切に処理してください。

※地域での処理が困難な場合に限り、市廃棄物埋立処分場(日頃市町茂倉)敷地内への持ち込みを認めます。



### ■汚泥の処理

汚泥は、清掃実施日の指定時間帯に限り、市の指定する汚泥置き場で受け入れます。

※缶、瓶、草木などの混入した汚泥や、事業所などの敷地内で発生した汚泥などは受け入れられません。

### ■服装など

安全に作業するため、服装は長袖・長ズボンのほか、マスク、手袋や長靴などを着用してください。

(9) 広報大船渡お知らせ版 令和元年5月20日号(No. 1151)

▷問い合わせ＝市役所☎0192⑩3111

## 大腸がん検診のお知らせ

▷問い合わせ先＝健康推進課成人保健係(☎⑩1581)

大腸がん検診は、6月と8月の2回に分けて実施します。受診を希望する人は、直接会場にお越しください。

▷6月の対象地域＝大船渡町、赤崎町、日頃市町、三陸町綾里・越喜来・吉浜に住所がある40歳以上の人(昭和55年4月1日以前に生まれた人)  
※受診票は、過去3年に1回以上受診した人と、40歳から75歳までの5歳刻みの節目年齢の人に送付しています。

受診票が届いていない人でも、対象者であれば受診できますので問い合わせください。

▷検査内容＝便潜血検査

▷受診方法

①採便容器の受け取り＝右表の会場で容器を受け取ってください。

②採便＝採便は、自宅で日を変えて2回行います。

③採便容器の提出＝「大腸がん検診受診票」(緑色の用紙)、採便済み容器、受診料を持参の上、会場(受け取りの際に確認ください)にお越しください。問診を行います。

▷受診料＝500円

▷受診料が免除となる人＝次の①から④のいずれかに該当する人

①本年度中に70歳以上になる人

②65歳以上70歳未満の人で、重度心身障害者医療費受給者証を持っている人

③市民税非課税世帯の人

※印鑑を持参してください。

④生活保護受給世帯の人

▷その他

・検診の結果、要精密検査となった場合は、必ず医療機関で受診してください。

・採便容器は、未使用のもののほか、使用済みでも検診用に提出しなかったものも回収します。

・詳しくは問い合わせください。

### 容器受け取り会場

期日	午前(受付時間＝9:30～11:00)	午後(受付時間＝13:30～15:00)
6月10日(月)	保健介護センター(大船渡警察署隣)	赤崎地区公民館(昨年と会場が変わります)
6月11日(火)	蛸ノ浦漁村厚生施設	三陸公民館(昨年と会場が変わります)
6月12日(水)	日頃市地区公民館	吉浜地区拠点センター
6月13日(木)	綾里地区コミュニティ施設・綾姫ホール	保健介護センター(大船渡警察署隣)
6月14日(金)	大船渡地区公民館	大船渡地区公民館

期間中の午前11時～午後1時30分に保健介護センターでも受け取りできます。なお、6月11日(火)のみ総合福祉センターが受け取り会場になります。

## 5月30日「ごみゼロの日」から6月5日「環境の日」までは 全国ごみ不法投棄監視ウィーク

▷問い合わせ先＝市民環境課環境衛生係(☎内線124・125)

環境省は、不法投棄などを発生させない環境づくりを進めるため、5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、不法投棄の監視活動や啓発活動を全国一斉に実施します。

市内でも一部の心無い人による不法投棄が後を絶ちません。不法投棄は環境の悪化を招くだけでなく、地域住民に大きな迷惑を掛けることになります。

ごみは決められた方法で処分し、日ごろから清潔な環境づくりを心掛けて、不法投棄をさせない

ように土地を管理しましょう。

不法投棄の未然防止と早期発見のため、皆様のご協力をお願いします。

不法投棄は犯罪です。法律により、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処されるなどの罰則が設けられています。



不法投棄は絶対にダメ!